

[様式22]

転学部(科)届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

届出年月日	西暦 20 年 月 日
-------	-------------

下記のとおり転学部(科)しましたので、引続き奨学金貸与の継続をお願いします。
また、卒業期が延びる場合には、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願い出ます。
なお、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

奨学生番号	0
-------	---

※併用貸与の場合は第一種・第二種それぞれの奨学生番号ごとに提出が必要

学校名	
-----	--

生年月日	西暦 年 月 日	年齢	満	歳
フリガナ	印 (原則不要)			
氏名(自署)				

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。

■新旧学籍情報→学籍の実態に合わせて記入(変更の承認日ではありません)

	学部・学科・コース名	全定通	学籍番号	標準 修業年限	卒業予定期 (西暦)	転学部(科)年月日	学年	学校記入	
								区分	学部学科コード
旧		<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 通信		年 20	年 月 20	年 月 日	年次		
新		<input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 通信		年 20	年 月 20	年 月 日	年次		
	学校記入(第一種のみ)								
	<input type="checkbox"/> 私立学校の理工農系課程に該当する	機構使用欄:		始期					

■変更後の借用金額 → 貸与期間の延長や増額の願出により、借用金額が増加する場合のみ記入

変更後の借用金額 (予定・総額)		円
---------------------	--	---

※給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けており、第一種奨学金が供給調整中の場合、変更後の借用金額欄は記入不要です。
※本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

■保証制度 → 該当する保証制度を選択してください。※「変更後の借用金額」欄の記入を要しない場合は人的保証であっても記入不要

<input type="checkbox"/>	人的保証(右欄を記入) <small>※印鑑登録証明書を添付</small>	機構届出の 連帯保証人	私は、上記の貸与期間(終期)の延長等により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。	〒 住所 電話番号	氏名 (自署) 生年月日 年 月 日	実印
		機構届出の 保証人	私は、上記の貸与期間(終期)の延長等により貸与総額が増加することを承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。	〒 住所 電話番号	氏名 (自署) 生年月日 年 月 日	実印
<input type="checkbox"/>	機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。				

■親権者又は未成年後見人 → 本人が未成年者の場合のみ記入

・上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は未成年後見人)住所・氏名(自署)	〒	(親権者)住所・氏名(自署)	〒
	TEL:		TEL:

親権者又は未成年後見人による二名の自署が必要です。親権者とは民法に定める親権者のことで、通常は両親です。いずれかがいない場合は一名が記入し、余白に不在の旨を記入してください。奨学金申込時の親権者又は未成年後見人から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

-----【学校の証明】上記記載のとおり相違ないことを証明します。-----

証明日	20 年 月 日	返還誓約書 機構提出済 (✓を記入)	電話番号(担当者名)	
学校名	立命館アジア太平洋大学		0977-88-5961	()
証明者(※)	スチューデント・オフィス課長 杉山 正純	<input type="checkbox"/> 済	学校番号・校舎区分	309046-00

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

「変更後の借用金額」の考え方
(貸与中)

ログアウト

前回ログイン日時：2023年02月24日 00時00分00秒

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

全体概要 **詳細情報** 各種手続 奨学金継続願提出 在籍報告 個人情報

本画面に表示されている情報は、2023年04月12日現在のものです。

奨学生番号ごとの詳細情報

奨学生番号ボタンを押すと、各番号ごとの詳細情報を表示します。

5**0*****	奨学金情報	
6**0*****	奨学生番号	8**0*****
8**0*****	状態	貸与
	学校名	〇〇大学
	貸与期間	2020年04月～2024年03月
	貸与月額	120,000円
	貸与済額(入学時特別増額貸与奨学金)	500,000円
	貸与済額(第二種奨学金)	3,580,000円
	貸与総額(予定)	① 4,900,000円 + ② 1,440,000円
	利率算定方式	利率固定方式

変更後の借用金額

① + ② = 6,340,000円

貸与明細

それぞれの期間中の月額や状態(休止または停止)を、奨学金の貸与が終わるまでの予定を含めて表示します。

A:いつから	B:いつまで	期間中(AからB)の貸与月額または状態	貸与月数
2020年04月	①合計	500,000円	✕ 1か月
2020年04月	2020年12月	120,000円	✕ 9か月
2021年01月	2022年10月	60,000円	✕ 22か月
2022年11月	2022年12月	100,000円	✕ 2か月
2023年01月	2024年03月	120,000円 (現在の貸与月額)	✕ 15か月

※予定も含めて表示しておりますので、状況に応じて内容は変化します。

②転学部(科)で延びる卒業予定期までの期間の額

2024年04月～2025年03月

120,000円 × 12か月 = 1,440,000円
(現在の貸与月額)

(※) 貸与奨学金月額変更願を同時に提出する場合の考え方

最後の行を変更始期の前後に分割して考えます。

(例) 2023年04月の転学部(科)と同時に10万円への減額を申請する場合

2023年01月	2023年03月	120,000円	3か月
2023年04月	2024年03月	100,000円 (現在の貸与月額)	12か月

①貸与総額(予定)を「4,660,000円」として考えます。

卒業予定期が延びる場合の「変更後の借用金額」の考え方

- ①現在の「貸与総額(予定)」を確認する。(※)
- ②転学部(科)で卒業延期する期間の借用金額を計算する。
- ③①と②の合計金額を「変更後の借用金額」欄に記入する。

転学・転学部（科）後の奨学金の継続可能期間

■給付奨学金・・・転学・転学部（科）後に在籍する課程の卒業予定期まで

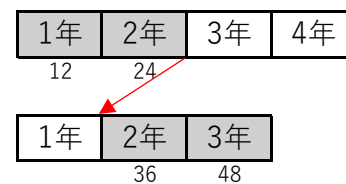
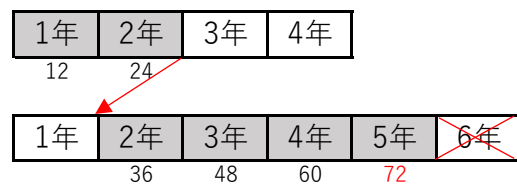
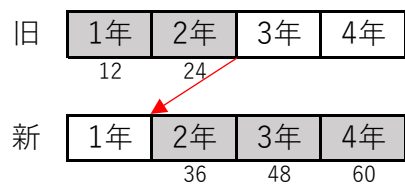
※ただし、転学・転学部（科）前の給付期間と通算して72か月まで

※カリキュラム都合でやむを得ない場合を除き、学年重複は認められません

例①修業年限が変わらない

例②修業年限が延長する

例③修業年限が短縮する



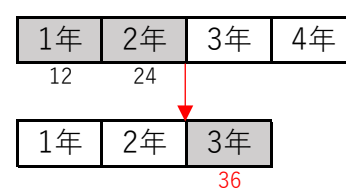
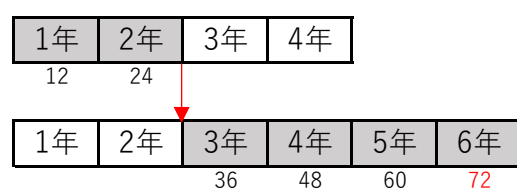
■第一種奨学金・・・転学・転学部（科）後に在籍する課程の修業年限分まで

※学年重複が生じる場合は卒業予定期より前に満期終了となる

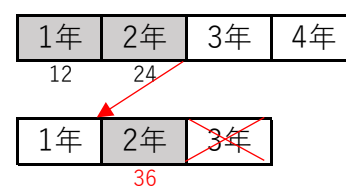
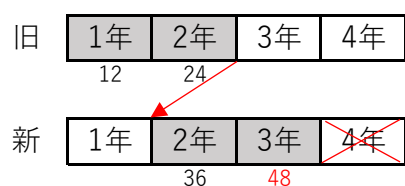
例①修業年限が変わらない

例②修業年限が延長する

例③修業年限が短縮する



←学年重複なし



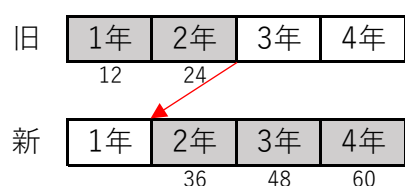
←学年重複あり

■第二種奨学金・・・転学・転学部（科）後に在籍する課程の卒業予定期まで

例①修業年限が変わらない

例②修業年限が延長する

例③修業年限が短縮する



●「旧」は転学・転学部（科）前の旧在籍課程を、「新」は転学・転学部（科）後の新在籍課程を示します。

●学年の下の数字は月数（1年＝12か月）を示し、赤字は給付及び貸与可能な月数の上限を示します。

【注意】

- ・転学・転学部（科）により通算の貸与期間が延長する場合、様式中の「変更後の借用金額」を記入する必要があります。
- ・継続可能期間はあくまでも転学・転学部（科）時点のものであり、その後の休停止により変動する場合があります。
- ・学年進行型の学校では「卒業予定期まで」を「修業年限分まで」に読み替え、最終学年での満期終了にご注意ください。